

基発 1104 第 6 号

令和 7 年 11 月 4 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

第 2 回化学物質管理強調月間の実施について

令和 4、5 年の労働安全衛生法令の改正に伴い、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS 分類）で危険性・有害性が区分されている物質全てを対象として、事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を事業者自らが適切に選択、実施すること（自律的管理）を基軸とする新たな規制が導入され、令和 6 年 4 月に本格施行されたところである。

これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大し、化学物質管理の知見がかならずしも十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が必要であることから、令和 6 年度より「化学物質管理強調月間」を実施しており、今般別添のとおり第 2 回の実施要領をとりまとめたところである。

貴職におかれては、管内の化学物質管理の定着の状況等を踏まえ、化学物質管理強調月間を活用し、化学物質対策に関する説明会の開催、都道府県の環境部局と連携した集団指導の開催等、第三次産業や中小零細事業場を含め取組の促進を図るとともに、事業者においてラベル表示・SDS 交付、リスクアセスメントの実施等、実施要領に定めた事項が適切に講じられるよう効果的な取組を行われたい。なお、現時点で本省や他の機関で実施予定としている取組を別紙のとおり取りまとめたので参考とされたい。

第2回化学物質管理強調月間における取組

主催者	取組の概要
厚生労働省	<p>化学物質管理強調月間特別イベント</p> <p>【概要】</p> <p>○目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな化学物質管理制度の趣旨を広く事業者にも周知し、業種・規模を問わず自律的な化学物質管理の定着を図ること。 ・飲食業・宿泊業を例に、すぐに実践できる具体的な行動様式を共有すること。 <p>○対象：全ての事業者（業種・規模を問わず）</p> <p>○内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな化学物質管理に関する制度の背景や現状、化学物質の自律的管理に関する基礎的情報を共有するセッション（化学物質管理者制度や支援施策紹介等を含む。） ・飲食業・宿泊業など、これまで化学物質管理の経験が少ない事業者を対象に、リスクアセスメントや安全管理の進め方を体験的に学ぶ実践的ワークショップ <p>【開催時期】 令和8年1～2月（予定）</p> <p>【開催場所】 東京・大阪</p> <p>【参加募集開始】 令和7年12月（予定）</p> <p>（詳細は厚生労働省ホームページで12月頃公表予定）</p>
中央労働災害防止協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページに化学物質管理強調月間特設サイトを設置 管理者や責任者等を対象とした研修・セミナー情報のほか、事業場に役立つ情報を発信する。 ○ 中小規模事業場安全衛生サポート事業（無料）を活用し、中小規模事業場等の化学物質管理を支援する。 ○ 化学物質管理を組織的に進めるための研修の開催、専門家の派遣等。 ○ 個人ばく露測定など、職場における化学物質管理のあり方等に関する相談窓口の開設。 ○ 化学物質管理強調月間図書・用品の取扱い（令和8年1月16日～2月28日にキャンペーンを実施）、関連図書の発行、スローガン入りポスターやのぼり、化学物質関連表示ボード等を制作・提供。

<p>経済産業省</p>	<p>○ 化学物質管理セミナー</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：化学物質排出把握管理促進法等の化学物質関連法令について理解を促すこと ・対象：事業者 ・プログラム：後日、経済産業省のホームページに掲載予定 <p>【時期】 令和8年2月</p>
<p>環境省</p>	<p>○ アドバイザー制度利用促進キャンペーン</p> <p>○ リスクコミュニケーションサポートパッケージ</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質アドバイザー制度の利用促進キャンペーンを実施。 ・令和8年2月の派遣は、化学物質アドバイザーへ支払う旅費・謝金を環境省が負担（先着10団体） ・令和8年2月にリスクコミュニケーションの開催を目指して、プログラムの作成や参加市民の募集等を含む一連の作業を無料サポート（上記キャンペーンの一環として、先着2団体） <p>【対象期間】 令和8年2月1日～28日（1か月間）</p> <p>【アドバイザー派遣依頼詳細】</p> <p>https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/irai/tetuduki.html</p> <p>【アドバイザー制度パンフレット】</p> <p>https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/book/advisorbook_202404_A4.pdf</p> <p>○ かんたん化学物質ガイドの改訂（お知らせ）</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質と環境リスクについて、楽しく学べるパンフレット ・令和8年2月までに「塗料・接着剤と化学物質」の改訂版を公表予定 <p>【ダウンロードページ】</p> <p>https://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/index.html</p>